

文教委員会資料②

2 所管事務の調査（報告）

(1) 川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業について

資料1 川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業（案）について

資料2 川崎市地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業報告書

こども未来局

（平成30年2月9日）

モデル事業実施の経緯

- 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境が変化中、児童虐待やいじめ、非行やひきこもり等、子ども・若者が抱える問題は複雑・深刻化しており、地域社会全体で子どもの健全な育成を図り、子育て活動を支援していく必要がある。
- そのため、地域と連携して日常的・継続的に子どもの健全育成に資する活動を行う団体を育成・支援するとともに、新規団体の参画を目的に、平成27年度から「地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業」を開始した。
- より幅広い分野から、より多くの団体からの応募を目指し、年度ごとに事業内容を見直しながら、これまでモデル事業として実施してきた。

モデル事業実施による効果

平成27年度の10団体から、モデル事業の目的に沿った様々な活動を行う団体が、平成28年度18団体、平成29年度17団体と増えるとともに、補助金交付団体の取組によって、次のような効果が見られた。

1 地域住民がつながる場として

地域住民からの寄附や支援物資の提供、調理ボランティアの申し出があるなど、地域住民がつながる場、集う場として広がりを見せてきており、地域住民の助け合いによる隣近所顔の見える関係づくりが醸成されてきている。

2 地域における多世代交流の場として

子どもが家族以外の大人や学校以外の異年齢の子どもと触れ合うなど、地域における多世代交流の場としての居場所づくりがなされてきており、多様な世代と関わりながら、様々な活動や体験をし、多様な価値観や考え方に触れることで、子どもの健全な育成が図られている。

3 地域人材が活躍できる場として

退職後の栄養士や保育士、教師等がボランティアで参加したり、障害者やひきこもりの若者が就労体験を兼ね食事を提供したりするほか、近隣の高校生や大学生等がボランティアとして参加するなどの状況が見られ、シニアボランティアが活躍できる場、障害者等の就労体験の場、若者の社会参加の場など、地域人材が活躍できる場としての広がりが見られる。

4 支援が必要な子ども・家庭を関係機関につなぐ場として

児童虐待や育児放棄、発達に課題が見られる子どもを早期に発見し、親も含め地域で寄り添いながら支援するとともに、専門支援を行う機関につなげるなど、地域の中で支援が必要な子ども・家庭を関係機関につなぐ場としての役割が見られる。

モデル事業を活用した取組によって、子ども・若者の健全育成が促進されるとともに、地域住民がつながる場、地域における多世代交流の場、地域人材が活躍できる場、支援が必要な子ども・家庭を関係機関につなぐ場が、地域の中に根付いてきており、「**地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり**」の一助となっている。

今後の方向性について

地域社会全体で子ども・若者を見守り、支える土壌が醸成されてきており、「地域における支え合いのしくみづくり」を進めていくため、今後も継続して実施していく必要がある。

1 子ども・若者を取り巻く現状

- 都市化の進展に伴う核家族化や地域との関係の希薄化、共働き世帯の増加や未婚・晩婚化による家族形態の変化等、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く社会状況が変化中、児童虐待やいじめ、非行やひきこもり等、子ども・若者が抱える問題は複雑・深刻化している。

2 子ども・若者の健全育成に必要なもの

- 子ども・若者が健全に成長し、社会的に自立していくためには、人と関わりながら、様々な活動や体験をし、多様な価値観や考え方に触れることで、課題に立ち向かう意欲、やりぬく力、自信や自己肯定感を得ることが重要である。
- しかしながら、子ども・若者を取り巻く社会状況が変化中、そうした機会は減少傾向にある。

3 地域における支え合いの重要性

- 家庭や学校だけではなく、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支え合いながら、子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所の中で、多様な価値観や考え方に触れ、課題に立ち向かう意欲、やりぬく力、自信や自己肯定感が得られるようなしくみが必要である。

子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合うことのできるまちを目指し、「**地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり**」を進めるため、その役割を担う団体を育成・支援するとともに、新規団体の参画を促進することを目的として実施する。

平成30年度以降の事業内容について(案)

1 事業名称

「川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業」とする。

2 事業目的

子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合うことのできるまちを目指し、「**地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり**」を進めるため、その役割を担う団体を育成・支援するとともに、新規団体の参画を促進することを目的とする。

川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業（案）について

3 応募条件

社会福祉法人やNPO法人等の営利を目的としない団体で、以下の要件をすべて満たした取組を行っている（または行う予定がある）こと。

- 「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を目指した、地域の中で子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくり等の取組であること。
- 関係行政機関、学校や保育所等、町内会、自治会、民生委員児童委員、青少年指導員等の地域の人が関わる取組であること。
(地域の関係団体等の人々が、それぞれの立場から取組に参加し、助言を行う等、地域と連携した中で、取組内容の充実が図られる必要がある。)
- 年間を通じて日常的・継続的に実施していること。
- 利用者の参加に当たっては、原則として条件を付さないこと。ただし、本事業の目的に沿った条件であると認められる場合はこの限りではない。
- 取組のために使用する場所が継続的に確保されていること。
- 同一会計年度において、補助対象となる取組に対して、川崎市及び川崎市が出資する法人等から同種の助成を受けていないこと。

4 補助対象期間

当該年度の4月1日～当該年度の3月31日

5 補助金上限額

年間を通じて実施する取組に必要な経費の2分の1かつ活動日数に応じた額を限度に、予算の範囲内で交付額を決定する。

区分	A) 月1、2日	B) 週1日程度	C) 週2、3日	D) 週4日以上
上限額	取組実施に必要な経費の1/2かつ 上限20万円	取組実施に必要な経費の1/2かつ 上限40万円	取組実施に必要な経費の1/2かつ 上限60万円	取組実施に必要な経費の1/2かつ 上限80万円

ただし、初めて本事業に応募する団体で、かつ新たに取組を行う場合のみ、年間を通じて実施する取組に必要な経費を活動日数に応じた額を限度に（上限額あり）、予算の範囲内で交付額を決定する。

区分	A) 月1、2日	B) 週1日程度	C) 週2、3日	D) 週4日以上
上限額	上限20万円	上限40万円	上限60万円	上限80万円

※ 年度途中で取組を開始する場合は、開始月からの月割り額を上限とする。

6 補助対象経費

取組内容に直接要する経費のみで、団体の運営維持にかかる費用については補助対象外。

- **賃借料、光熱水費**
賃借料については、補助総額の3/4を上限とする。
- **講師謝礼等、消耗品費、印刷製本費、通信費**
- **備品購入費**
新規に取組を行う場合に限り。10万円未満。
- **その他取組実施に必要な経費**

7 審査項目・審査方法

現地確認やヒアリング等により、取組内容の確認を行った上で、以下の審査項目・観点に基づき、審査委員会において、外部有識者の意見も参考に、総合的に審査する。

審査項目	審査の観点
目的との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの健全育成が図られるようなものであるか。さらに、困難な課題を抱える子どもや特別な支援が必要な子どもに対する取組を行うものであるか。 ・ 地域の課題を捉え、地域や関係機関と連携し、その解決に向け取り組むものであるか。 ・ 地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくりを進めるものであるか。
取組の具体性・公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組内容が抽象的ではなく具体的であるか。 ・ 取組内容が公益性の高いものであるか。
補助の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組内容に対し、公費支出の必要性があるか。
取組の実現性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施場所、体制、予算等の観点から、取組内容に実現性・継続性があるか。
取組のPR効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組内容にオリジナリティがあり、魅力のあるものであるか。 ・ 先例となるような取組であるか。

平成30年度事業のスケジュール(予定)

平成30年2月21日	市政だより・ホームページ掲載、各区役所・市民館・こども文化センター等に募集案内配架
2月21日～3月16日	募集 ※随時相談実施
2月28日	第1回説明会開催（高津市民館）
3月2日	第2回説明会開催（川崎市役所第3庁舎）
3月下旬～4月中旬	審査・交付決定
4月下旬	補助金交付

川崎市地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業 報告書

平成 3 0 年 2 月

川崎市こども未来局

目次

はじめに	1
これまでの実施状況について	2
I 平成27年度事業について	2
1 実施状況について	2
2 平成27年度事業の検証について.....	5
3 平成27年度事業の課題について.....	5
II 平成28年度事業について	6
1 実施状況について	6
2 平成28年度事業の検証について.....	13
3 平成28年度事業の課題について.....	13
III 平成29年度事業について	15
1 実施状況について	15
2 平成29年度事業の募集及び選考状況について	20
3 次年度以降の募集に向けての課題について	21
平成30年度以降について	22
I モデル事業実施の経緯.....	22
II モデル事業実施による効果	22
1 地域住民がつながる場として.....	22
2 地域における多世代交流の場として	22
3 地域人材が活躍できる場として	23
4 支援が必要な子ども・家庭を関係機関につなぐ場として	23
III 今後の方向性について.....	23
1 子ども・若者を取り巻く現状.....	23
2 子ども・若者の健全育成に必要なもの.....	23
3 地域における支え合いの重要性.....	24
IV 平成30年度以降の事業内容について（案）	24
1 事業内容	24
おわりに	28

はじめに

都市化の進展に伴い、核家族化や地域との関係が希薄化していること、未婚・晩婚化の進行や共働き世帯の増加により家族形態が変化していること等、子ども・若者を取り巻く環境が変化中、児童虐待やいじめ、非行やひきこもり等、子ども・若者をめぐる問題は複雑・深刻化しています。

そのような現状の中、すべての子ども・若者が、夢や希望を持ち、あらゆることに挑戦しながら、次代の担い手として自立できるよう、地域社会全体で子どもの健全な育成を図り、子育て活動を支援していくことが必要です。

「川崎市地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業」は、地域と連携して日常的・継続的に子どもの健全育成に資する活動を行う団体の取組に対して補助金を交付することで、地域における子どもの居場所づくりを促進し、地域社会全体で子どもを見守り、安全・安心な環境の中で子どもの健全な育成が図られるしくみづくりをすることを目的に、平成27年度から開始いたしました。

本報告書は、これまでの実施状況や事業実施による効果等について検証を行い、平成30年度以降の本モデル事業の方向性を検討し、まとめたものです。

これまでの実施状況について

平成27年度からの年度ごとの取組状況をまとめました。

I 平成27年度事業について

地域と連携して日常的・継続的に子どもの健全育成に資する活動を行う団体等の取組に対して補助金を交付することにより、地域における子どもの居場所づくりを促進し、地域社会全体で子どもを見守り、安全・安心な環境の中で子どもの健全な育成が図られることを目的に、本モデル事業を実施しました。

1 実施状況について

平成27年度の事業内容及び補助金交付団体、実施結果については、次のとおりです。

(1) 事業内容

ア 募集時期・期間

平成28年1月12日～平成28年2月3日

イ 周知方法

市ホームページ掲載、市内公共施設に募集案内配布、平成28年1月21日に高津区役所にて説明会開催

ウ 補助対象団体要件

市内で子ども（20人以上）を対象とした子どもの健全育成活動を日常的かつ継続的に実施している団体等で、次の要件をすべて満たしていること。

- ・ 営利を目的としない団体等であること。
- ・ 町内会・自治会、民生委員児童委員、学校関係者等の地域の関係者・団体が運営に関わっていること。
- ・ 利用者の参加にあたって一定の条件を付さないこと（学童期・思春期等、年齢による条件は可）。
- ・ 継続的に利用できる固定の活動場所を確保していること。
- ・ 年間200日程度活動していること。
- ・ 平成27年度において、川崎市及び川崎市出資法人から同種の助成を受けていないこと。

エ 補助対象期間

平成28年1月～3月

オ 補助上限額

補助対象経費の2分の1かつ100万円を限度とする。

カ 補助対象経費

- ・ 活動場所の賃借料（共益費を含む。）
- ・ 活動場所の光熱水費
- ・ 地域との交流を目的とした活動に係る経費
- ・ 活動場所の安全対策に係る補修・設備設置に関する経費

キ 提出書類

- ・ 地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ・ 団体等の定款、規約・会則等、及び役員等名簿
- ・ 運営マニュアル等
- ・ 前年度の活動報告書（避難訓練等の実績を含む。）、収支決算書
※定期的に発行している「たより」等、活動実績がわかるもの
- ・ 事業計画書（活動日数、事業計画等）
- ・ 収支予算書
※活動場所の賃借料の補助を受ける場合は、契約書の写し（賃借料がわかるもの）
※光熱水費の補助を受ける場合は、前年度1年間の支払い実績（前年度の実績がない場合は、当該年度のこれまで支払った実績）
※地域交流活動経費積算書（事務費、消耗品費、材料費等）
※活動場所の安全対策に係る補修費等経費の補助を受ける場合は、見積書
- ・ 利用者向け事業案内等
- ・ 活動場所の平面図等
- ・ 責任者・指導者の配置表（1か月分）

（2）補助金交付団体

ア 審査方法

- ・ こども本部子育て施策部長、子育て施策部こども企画課長、子育て施策部青少年育成課長、こども支援部こども福祉課長、児童家庭支援・虐待対策室担当課長を構成員とする選定委員会において選考した。
- ・ 補助対象となる取組要件に合致しているか要件審査を行った後、利用対象とする子どもの区分、利用可能時間、利用可能日、地域向け広報の実施状況、地域の関係者・団体との連携事業等の内容について、採点を行った。

イ 補助金交付団体一覧及び補助金確定額

11団体から応募があり、10団体に補助金を交付した。

	団体名	活動場所	補助金確定額
1	学童保育小田中ホールわいわいクラブ	中原区上新城 1-2-28-302	265,500 円
2	学童ほいくオカリナ	高津区千年 792-4 2 階	274,900 円
3	子母口学童保育たんぽぽ	高津区子母口 421-104	229,200 円
4	一社) 学童保育ひだまり	宮前区南平台 3-34 2 階	138,100 円
5	自主学童保育ささのはクラブ	宮前区野川 3214-3	277,000 円
6	自主共同花の台学童保育ホール	宮前区有馬 2-9-4 1 階	332,100 円
7	学童ホール支援グループ	多摩区菅馬場 1-23-27	190,900 円
8	特非) 遊び舎	多摩区生田 8-1-1-101	108,000 円
9	中野島学童ホール	多摩区中野島 4-24-7-1	254,000 円
10	福) 厚生館福祉会愛児園学童ホール	多摩区菅稲田堤 1-10-2	525,000 円

(3) 実施結果

ア 取組状況

- ・ 交付団体のほとんどが、週 5～6 日、年間 250～300 日、固定の場所で小学生を対象とした子どもの預かり事業を行っていた。
- ・ 多くの交付団体において、団体の運営そのものに町内会役員や青少年指導員等の関わりがあった。これまでそのような関わりを持っていなかった団体も、本モデル事業を契機に、運営体制を見直す等の対応を行った。
- ・ 不特定多数を対象とした、地域における居場所づくりを行う団体のほか、定期的にイベントを開催し、地域に活動場所を開放している団体もあった。
- ・ 町内会と連携したイベントの開催や定期的な地域の清掃活動等、地域の様々な人との関わりの中で、子どもの預かり事業を実施している団体があった。

イ 交付団体等からの意見

- ・ 年間計画の中で事業を実施している中で、募集期間が短かったため、対象となる期間中に良い提案事業が挙げられなかった。
- ・ 補助対象期間が短かったため、交付額が少なかった。
- ・ 「年間 200 日程度」という要件は厳しい。
- ・ 団体の運営そのものに町内会等の地域が携わっている必要があるのか。事業を行う上で関わっていれば良い。
- ・ 固定の活動場所を確保している団体は少ない。

2 平成27年度事業の検証について

募集から選考まで、募集要件等、事業の目的、それぞれについて、次のとおり検証を行いました。

(1) 募集から選考までにすること

- ・ 主に、利用可能時間や利用可能日等、日常的・継続的に子どもの居場所づくりを行っているかといった点を重視し、年間を通じて活動している団体を選定した。
- ・ 要綱制定等、事業構築に時間を要し、募集開始時期が遅れ、1月になったことにより、十分な周知期間を取ることができなかつたことから、補助対象期間が短期間になるとともに、応募の段階で団体の活動内容が偏る状況となった。

(2) 募集要件等に関すること

- ・ 活動日数、活動場所の固定についての要件設定が厳しかったことも、応募団体の活動内容が偏る状況の要因であった。

(3) 事業の目的に関すること

- ・ 地域との交流を目的とした活動については、地域におけるイベント開催やイベントへの参加をした団体が多くあり、活動そのものに地域が携わることで、子どもの居場所づくりを行ったという点について、今後の地域との連携に向けた取組のきっかけになったと考える。

3 平成27年度事業の課題について

平成27年度事業を検証した結果、次の3つの課題に整理しました。

(1) 募集から選考までにすること

- ・ 幅広い分野から多くの応募を促すため、様々な媒体を活用し事業の周知を図る必要があるとともに、事業成果を高めていくためにも補助対象期間を広げる必要があることから、次年度は可能な限り早期に募集を開始する必要がある。

(2) 募集要件等に関すること

- ・ 活動日数や活動場所、地域との連携のあり方等の要件について、見直しを図る必要がある。

(3) 事業の目的に関すること

- ・ 地域との連携の中で、実施する取組がさらに充実されるよう、要件等の見直しを図る必要がある。

II 平成28年度事業について

平成28年度については、平成27年度からの事業目的はそのままに、本市の子ども・若者の育成・支援を総合的に推進するため、平成28年3月に策定した「川崎市子ども・若者ビジョン」の3つの基本的な方向性（※）の具現化に向け、その一助を担う団体の育成及び支援を行うとともに、新規団体の参画を促すことを新たに目的に加え、本モデル事業を実施しました。

※ 川崎市子ども・若者ビジョンの基本的な方向性

「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみをつくる」

「すべての子ども・若者の健やかな成長を促進する」

「困難を抱える子ども・若者を支援する」

1 実施状況について

平成28年度の事業内容及び補助金交付団体、実施状況については、次のとおりです。なお、川崎市子ども・若者ビジョン策定に伴う変更や平成27年度事業における課題点を踏まえた上で、制度構築を図りました。

(1) 事業内容

ア 応募条件

- 川崎市子ども・若者ビジョンに掲げる課題解決に向け、次の取組を行っている。
 - ・ 困難な課題を抱える子どもに対する支援を行っている（または予定）。
 - ・ 特別な支援が必要な子どもに対する支援を行っている（または予定）。
 - ・ 子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくりを行っている（または予定）。
- 行政・関係機関や、町内会・自治会、民生委員児童委員、青少年指導員等の地域の人が活動に関わっている。
 - ・ 地域の関係団体等が、それぞれの立場から活動に参加し、助言を行う等、地域と連携した中で、活動内容の充実が図られている（または予定）。

【平成27年度からの変更点】

■ 川崎市子ども・若者ビジョン策定に伴う変更

- ・ 平成28年度事業の目的に、平成28年3月に策定した川崎市子ども・若者ビジョンの基本的な方向性に関する視点を追加したことから、ビジョンに掲げる課題解決に向けた取組を行っていること等の応募条件を設定した。

■ 地域との連携方法の変更（⇒P5 I3(3)）

- ・ 活動そのものに地域の人に関わることで、地域社会全体で子どもの健全な育成が図られることを推進するため、地域の関係団体等がその立場で活動に関わること等について、応募条件を設定した。

イ 募集時期・期間

平成28年5月24日～6月20日

【平成27年度からの変更点】

- **早期募集開始及び十分な募集期間の確保** (⇒P5 I 3(1))
 - ・ 可能な限り募集開始時期を早め、補助対象期間を広げた。
 - ・ 募集期間については約1か月の期間を設けた。

ウ 周知方法

市政だより5月21日号掲載、市ホームページ掲載、タウンニュース掲載、市内公共施設に募集案内配布、平成28年6月3日に中原区役所にて説明会開催。

【平成27年度からの変更点】

- **広報の充実** (⇒P5 I 3(1))
 - ・ 市政だよりへの掲載をはじめ、民間の情報紙への掲載等、様々な媒体を活用した広報活動を行った。

エ 補助対象団体要件

市内で地域と連携して子どもの健全育成に資する活動を、年間を通じて日常的・継続的に実施している団体等で、次の要件をすべて満たしていること。

- ・ 社会福祉法人やNPO法人等、営利を目的としない団体等であること。
- ・ 事業実施にあたり、行政・関係機関や、町内会・自治会、民生委員児童委員、青少年指導員等の地域の関係者・団体が関わっていること。
- ・ 利用者の参加にあたっては原則一定の条件を付さないこと。ただし、本事業の目的に沿った条件であると認められる場合はこの限りではない。
- ・ 継続的に利用者が利用できる活動場所を確保していること。
- ・ 当該会計年度内に、補助対象となる事業に対し、川崎市及び川崎市出資法人等から同種の助成を受けていないこと。

【平成27年度からの変更点】

- **地域との連携方法の変更** (⇒P5 I 3(3))
 - ・ 活動そのものに地域の人に関わることで、地域社会全体で子どもの健全な育成が図られることを推進するため、地域の関係団体等がその立場で活動に関わること等について、応募条件を設定した。
- **活動場所の要件変更** (⇒P5 I 3(2))
 - ・ 活動場所については、固定されていなくても、継続的に利用できている場所を確保できていれば可とした。

オ 補助対象期間

平成28年7月～平成29年3月

【平成27年度からの変更点】

■ 補助対象期間の拡充 (⇒P5 I 3(1))

- ・ 前年度の実施状況を鑑み、4月以降に事業の見直しを図ったことにより、夏休み期間を含めた9か月間に拡充した。

カ 補助区分及び上限額

補助区分	A区分	B区分
補助額決定にあたっての条件	年間を通じて、日常的・継続的に(年間200日以上)活動している。	左記の要件を満たしていない場合でも、本事業の目的に合致し、先例となるような取組(新規事業可)である。
補助額	事業実施に必要な経費の1/2かつ上限80万円	事業実施に必要な経費の1/2かつ上限40万円

【平成27年度からの変更点】

■ 活動日数に応じた補助区分の設定 (⇒P5 I 3(2))

- ・ 様々な分野の団体からの応募を促すには要件設定が厳しかったことから、新たに200日以上活動を行っていない場合でも、本事業の目的に合致する先例的な取組を行っている場合に対象とするB区分を設定した。

キ 補助対象経費

応募事業に直接要する経費のみとし、次に掲げるもの。団体の運営維持にかかる費用は対象外。

- ・ 事業実施に必要な場所の賃借料・光熱水費(共益費を含む。)
- ・ 講師謝礼等(団体の構成員に対する賃金等は対象外。)
- ・ 消耗品費・印刷製本費・通信費
- ・ その他事業実施に必要な経費

【平成27年度からの変更点】

■ 川崎市子ども・若者ビジョン策定に伴う変更

- ・ 平成28年度事業の目的に、ビジョンの基本的な方向性に関する視点を追加したことから、ビジョンに掲げる課題解決に向けて提案された事業に直接要する費用を対象経費とした。

ク 提出書類

- ・ 地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業補助金交付申請書(第1号様式)
- ・ 地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業計画書(第2号様式)

※計画書に記載した内容がわかる書類(チラシやたより等の広報、既存事業の場合は事

業報告書等)を添付すること。

- ・ 計画書記載の事業内容に関わる収支計算書
※積算根拠を示す関係書類（賃借料の場合は契約書等、光熱水費の場合は前年度の領収書等）を添付すること。
- ・ 団体等の定款、規約・会則等
- ・ 団体の平成27年度収支決算書、平成28年度収支予算書

【平成27年度からの変更点】

■ 川崎市子ども・若者ビジョン策定に伴う変更

- ・ 川崎市子ども・若者ビジョンに掲げる課題解決に結びつく事業であるかどうかを審査するため、団体の年間事業計画ではなく、対象となる事業に係る事業計画書の提出を求めることとした。

(2) 補助金交付団体

ア 審査方法

- ・ こども未来局青少年支援室長、総務部企画課長、青少年支援室事業調整担当課長、青少年支援室子どもの権利担当課長、青少年支援室青少年育成担当課長、青少年支援室施設指導・調整担当課長、こども支援部こども家庭課長、こども支援部こども保健福祉課長、児童家庭支援・虐待対策室担当課長を構成員とする選考委員会において選考した。
- ・ 応募条件及び補助の対象となる団体要件に合致しているかの要件審査を行った後、次の審査項目、審査の観点に基づき審査を行った。

<審査項目及び審査の観点>

審査項目	審査の観点
目的との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における子どもの居場所づくりを促進するものであるか。 ・ 地域社会全体で子どもを見守り、支える仕組みであるか。 ・ 子どもの健全な育成が図られるようなものであるか。
事業の具体性・公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容が抽象的ではなく具体的であるか。 ・ 事業内容が公益性の高いものであるか。
補助の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営団体の財務状況から、公費支出の必要性があるか。
事業の実現性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容、費用その他の観点から、実現性・継続性があるか。
事業のPR効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業にオリジナリティがあり、魅力のあるものであるか。 ・ 先例となるような事業であるか。

【平成27年度からの変更点】

■ 川崎市子ども・若者ビジョン策定に伴う変更

- ・ 川崎市子ども・若者ビジョンに掲げる課題解決に結びつく事業を提案してもらうため、上記の審査項目・審査の観点については募集段階から公表することとした。

■ 審査方法等の変更

- ・ 昨年度は、利用可能時間や曜日等についての基準点を設定し採点を行ったが、今年度は、上記審査項目・審査の観点に基づく採点を行った。

イ 補助金交付団体一覧

- ・ 22団体から応募があり、18団体（A区分12団体、B区分6団体）に補助金を交付した。
- ・ A区分での交付団体12団体の内訳については、9団体が小学生を対象とした子どもの預かり事業、2団体が乳幼児親子を対象とした居場所の提供事業、1団体が学習支援事業であった。
- ・ B区分での交付団体6団体の内訳については、子ども食堂事業が3団体、学習支援事業が2団体、子ども向け図書館事業が1団体であった。

	団体名	活動場所	区分	活動内容	補助金 確定額
1	自主共同花の台学童 保育ホール	宮前区有馬 2-9 -4 1階	A	小学生を対象とした子 どもの預かり事業	800,000円
2	学童保育小田中ホー ルわいわいクラブ	中原区上新城 1- 2-28-302	A	小学生を対象とした子 どもの預かり事業	800,000円
3	子母口学童保育たん ぽぽ	高津区子母口 421 -104	A	小学生を対象とした子 どもの預かり事業。別途 12月、2月に子ども食堂 事業を実施	800,000円
4	特非) ワーカーズ・コ レクティブキャンデ イ	宮前区宮崎 175- 62 3階	A	小学生を対象とした子 どもの預かり事業	328,500円
5	中野島学童ホール	多摩区中野島 4- 24-7-1	A	小学生を対象とした子 どもの預かり事業	797,400円
6	自主学童保育ささの はクラブ	宮前区野川 3214 -3	A	小学生を対象とした子 どもの預かり事業	800,000円
7	認定 NPO) 教育活動総 合サポートセンター	高津区下作延 5- 11-8	A	小～高校生までの不登 校児や特別支援学級児 等を対象とした学習支 援事業	800,000円
8	学童保育オカリナ	高津区千年 792- 4 2階	A	小学生を対象とした子 どもの預かり事業	770,000円
9	学童ホール支援グル ープ	多摩区菅馬場 1- 23-27	A	小学生を対象とした子 どもの預かり事業。別 途、月1回子ども食堂事 業を実施	701,000円

	団体名	活動場所	区分	活動内容	補助金 確定額
10	虹の会	麻生区白山1-1 -5 白山愛児園地 域交流スペース	B	児童養護施設内の地域 交流スペースにおいて、 子ども向け図書館事業 を実施	103,900円
11	あらぐさこども食堂	中原区下小田中1 -5-1 あらぐさ 教室	B	学習支援実施場所にお いて、子ども食堂事業を 実施	85,100円
12	特非) ままとんきっず	多摩区布田24- 26	A	乳幼児親子を対象とし た居場所の提供	747,300円
13	特非) ぐらすかわさき	多摩区登戸2258 「遊友ひろば」	B	小4~中学生を対象とし た学習支援事業	232,200円
14	福) 川崎聖風福祉会	川崎区田島町20 -10 かわさき障 害者福祉施設たじ ま内	B	障害者福祉施設内にお いて、子ども食堂事業を 実施	108,600円
15	おいでおいでルーム	中原区下新城2- 7-30 1階	A	乳幼児親子を対象とし た居場所の提供	661,500円
16	特非) キーパーソン 21	中原区新丸子東2 -907-704	B	生活保護世帯の中高生 を対象とした学習支援 事業	176,900円
17	福) 厚生館福祉会	多摩区菅稲田堤1 -10-2	A	小学生を対象とした子 どもの預かり事業。別 途、子ども食堂事業を実 施	800,000円
18	福) 青丘社	川崎区桜本1-8 -10	B	障害者の就労支援も兼 ねた子ども食堂事業	200,000円

(3) 実施結果

ア 取組状況

- 小学生を対象とした子どもの預かり事業
 - ・ 地域で子ども食堂を実施している団体と連携し、地域からのボランティア協力を得ながら、月1回子ども食堂を開催するなど、地域の活動拠点としての広がりが期待されるような取組を行う団体があった。
 - ・ 近隣の高校生や大学生等、若者がボランティアとして参加するなど、若者の社会参加への一助となっている。
- 子ども食堂事業
 - ・ 障害者やひきこもりの若者が食事を提供する等の就労体験の場や、退職後の栄養士や保育士等がボランティアで参加する等の地域人材の掘り起こしの場となっている。
 - ・ 多世代交流のほか、市民からの支援物資の提供や調理ボランティアの申し出がある等、

地域住民が「つながる場」「集う場」としても広がりを見せている。

- ・ 近隣の高校生や大学生等、若者がボランティアとして参加するなど、若者の社会参加への一助となっている。
- 学習支援事業
- ・ 地域のボランティアによる軽食の提供等、地域社会全体で、子ども・若者を支え・見守る取組となっている。
- ・ 近隣の高校生や大学生等、若者がボランティアとして参加するなど、若者の社会参加への一助となっている。
- 乳幼児親子を対象とした居場所の提供事業ほか
- ・ 高齢者と子どもが普段から気軽に交流を図る等、地域における多世代交流の場としての役割を担っている。
- ・ 虐待や育児放棄、子どもの発達に課題が見られる等、専門支援が必要な場合、関係機関につなげる役割を担っている。

イ 交付団体等からの意見

- 募集に関すること
- ・ 申請書の書き方が難しい。その他様々な事業を実施している場合、全体の予算書の中に該当事業の金額を明示するのが難しい。
- ・ 応募の発表や募集案内の入手方法がわかりにくかった。
- 補助対象経費、期間に関すること
- ・ 補助金の使途が限定されているため、初期投資の物品を揃えるために、持ち出し費用が発生してしまい、活動に制約が出る。備品購入費も補助対象としてほしい。
- ・ 固定費（家賃や光熱水費）の補助により、安定した運営やその他の事業の充実が可能となるため、ありがたい。
- ・ 固定費に使える割合を増やしてほしい。人件費に対しても補助してほしい。
- 補助区分及び上限額に関すること
- ・ 子ども食堂のような事業を立ち上げる場合、配食の予定数量を見込むのが難しい。
- ・ 本事業の趣旨に該当する事業を他にも実施しているので、それぞれ助成してもらえるとありがたい。
- ・ 必要経費の2分の1補助となっているが、補助割合を大きくしてほしい。
- 補助の効果に関すること
- ・ 補助金交付により、事業内容の充実を図ることができたため、結果として、利用者の拡大やきめ細かく子どもに寄り添った対応ができるようになった。
- その他意見
- ・ 実際に子ども食堂を始めてみて、自分もやりたいという見学者がたくさん来られるが、物資やメンバーは揃うものの、場所の確保が難しいという人が多い。公的施設の会場提供や開設相談窓口の設置等の取組も進めてほしい。

2 平成28年度事業の検証について

募集から選考まで、募集要件等、事業の目的、それぞれについて、次のとおり検証を行いました。

(1) 募集から選考までにすること

- ・ 年度当初からの制度設計により、9か月という補助対象期間となったが、平成27年度事業より募集開始を早めたこと、補助対象期間を長くしたことから、昨年度より多くの団体からの応募があった。
- ・ 審査については、審査項目や審査の観点を募集段階から公開することで、一定程度の公平性を担保することができた。

(2) 募集要件等に関すること

- ・ 川崎市子ども・若者ビジョンの基本的な方向性に関する視点を募集要件等に入れたことにより、要件の趣旨に即した、ビジョンに掲げる課題解決に向けた取組を行う団体の応募が多数あった。
- ・ A・B区分を設けたことにより、昨年度より幅広い分野からの応募があった。
- ・ 応募があった団体は、既存事業を発展させた提案をした団体や、団体所有の場所を活用して新規に事業の提案をした団体のみであり、新たに団体を立ち上げて提案をした、といったケースはなかった。
- ・ 交付団体の補助対象経費の内訳の中では、家賃の占める割合が高い団体が多く、地域と連携した取組を行っているものの、その取組に関する経費が見えにくい状況があった。

(3) 事業の目的に関すること

- ・ 本事業の実施によって、地域住民が「つながる場」「集う場」、地域人材の掘り起こしの場、地域における多世代交流の場、若者の社会参加の場として、地域社会全体で、子ども若者を見守り、支えるしくみづくりの一助となっていることがうかがえる。

3 平成28年度事業の課題について

平成28年度事業を検証した結果、次の3つの課題に整理しました。

(1) 募集から選考までにすること

- ・ 1年を通して安定的な事業を実施できるよう、平成28年度内に募集を開始する必要がある。
- ・ さらに幅広い分野からの応募や新規団体からの応募を促すため、事業の周知をよりいっそう図る必要がある。
- ・ 審査にあたり、より専門的な観点を取り入れるため、市職員以外の外部の有識者等の意見を聴く必要性について、検討する必要がある。

(2) 募集要件等に関すること

- ・ より多くの団体からの応募が促進されるよう、A・B各区分の要件及び上限額について検討する必要がある。
- ・ 新規団体の参画を促すため、新規事業を立ち上げる際、最も難しい場所の確保について、市としてできる対応策があるか検討する必要がある。
- ・ 地域と連携した取組の実施が明確化されるよう、その仕組みを検討する必要がある。
- ・ 初期投資費用がかかる新規事業を立ち上げる場合について、補助対象経費を検討する必要がある。

(3) 事業の目的に関すること

- ・ 地域と連携して実施する取組がさらに充実し、地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支えるしくみづくりの一助を担う団体がさらに増えるよう、要件等の見直しを図る必要がある。

Ⅲ 平成29年度事業について

平成29年度については、平成28年度と同様に、本市の子ども・若者の育成・支援を総合的に推進するため、「川崎市子ども・若者ビジョン」の3つの基本的な方向性（※）の具現化に向け、その一助を担う団体の育成及び支援を行うとともに、新規団体の参画を促すことを目的に、本モデル事業を実施しました。

※ 川崎市子ども・若者ビジョンの基本的な方向性

「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみをつくる」

「すべての子ども・若者の健やかな成長を促進する」

「困難を抱える子ども・若者を支援する」

1 実施状況について

平成29年度の事業内容及び補助金交付団体、実施状況については、次のとおりです。なお、平成28年度事業における課題点を踏まえた上で、制度構築を図りました。

(1) 事業内容

ア 応募条件

社会福祉法人やNPO法人等の営利を目的としない団体で、以下の要件をすべて満たした事業を行っている（または行う予定がある）こと。

- 子ども・若者ビジョンに掲げる課題解決に向け、次の取組のうち、どれか1つ以上を行うこと。
 - ・ 困難な課題を抱える子どもに対する支援
 - ・ 特別な支援が必要な子どもに対する支援
 - ・ 子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくり
- 関係行政機関、学校や保育所等、町内会、自治会、民生委員児童委員、青少年指導員等の地域の人に関わる取組を行うこと。
 - ・ 地域の関係団体等の人々が、それぞれの立場から活動に参加し、助言を行う等、地域と連携した中で、活動内容の充実が図られる必要がある。
- 年間を通じて日常的・継続的に実施していること。
- 利用者の参加に当たっては、原則として条件を付さないこと。ただし、本事業の目的に沿った条件であると認めた場合はこの限りではない。
- 事業のために使用する場所が継続的に確保されていること。
- 同一会計年度において、補助対象となる事業に対して、川崎市及び川崎市が出資する法人等から同種の助成を受けていないこと。

イ 募集期間

平成29年2月21日～3月17日

【平成28年度からの変更点】

■ 早期募集開始 (⇒P13 II3(1))

- ・ 補助金交付団体が年間を通じて安定的な事業を実施できるよう、補助対象期間を1年とするため、平成28年度内に募集を開始した。

ウ 周知方法

市政だより2月21日号掲載、市ホームページ掲載、タウンニュース掲載、市内公共施設に募集案内配布、平成29年2月23日に高津区役所、2月28日に川崎市役所にて説明会開催。

【平成28年度からの変更点】

■ 説明会開催数の増 (⇒P13 II3(1))

- ・ より多くの団体に応募してもらうため、特に、新規団体からの応募を促すため、説明会の開催数を増やした。

エ 補助対象期間

平成29年4月～平成30年3月

【平成28年度からの変更点】

■ 補助対象期間の拡充 (⇒P13 II3(1))

- ・ 補助金交付団体が年間を通じて安定的な事業を実施できるよう、補助対象期間を1年間に拡充した。

オ 補助金上限額

年間を通じて実施する事業に必要な経費の2分の1かつ活動日数に応じた額を限度に、予算の範囲内で交付額を決定。

区分	A) 月1、2日	B) 週1日程度	C) 週2、3日	D) 週4日以上
補助金 上限額	事業実施に必要な経費の1/2かつ 上限20万円	事業実施に必要な経費の1/2かつ 上限40万円	事業実施に必要な経費の1/2かつ 上限60万円	事業実施に必要な経費の1/2かつ 上限80万円

【平成28年度からの変更点】

■ 活動日数に応じた補助区分及び補助金上限額の設定 (⇒P14 II3(2))

- ・ 平成28年度に活動日数に応じた2つの補助区分を設定したところ、応募団体が増えたことから、より多くの団体からの応募が促進されるよう、活動日数に応じてさらに4区分に細分化し、区分に合わせて上限額も細分化した。

カ 補助対象経費

応募事業に直接要する経費のみとし、次に掲げるもの。団体の運営維持にかかる費用は

対象外。

- ・ 賃借料（共益費を含む。団体の事務所、更新料は対象外。）・光熱水費
- ・ 賃借料は補助総額の3/4を上限とする。
- ・ 講師謝礼等（団体の構成員に対する賃金等は対象外。）
- ・ 消耗品費・印刷製本費・通信費
- ・ 備品購入費（新規事業立ち上げ時のみ。上限10万円。）
- ・ その他事業実施に必要な経費

【平成28年度からの変更点】

■ **賃借料に対する上限額の設定、備品購入費対象**（⇒P14 II3(2)(3)）

- ・ 賃借料の占める割合が高い場合、地域と連携した取組について、経費の面からその取組状況が見えにくい状況があることから、地域と連携した取組の実施が明確になるよう、上限を設定した。
- ・ 新規事業を立ち上げる際、初期投資費用を要するケースが多く、新規団体の参画を促すため、備品購入費を対象とした。

キ 提出書類

- ・ 地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ・ 地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業計画書（第2号様式）
※計画書に記載した内容がわかる書類（チラシやたより等の広報、既存事業の場合は事業報告書等）を添付すること。
- ・ 計画書記載の事業内容に関わる収支計算書
※積算根拠を示す関係書類（賃借料の場合は契約書等、光熱水費の場合は前年度の領収書等）を添付すること。
- ・ 団体等の定款、規約・会則、名簿等
- ・ 団体の平成28年度収支決算書（見込み）、平成29年度収支予算書

ク その他

新規事業立ち上げの際の相談を実施。

【平成28年度からの変更点】

■ **新規事業立ち上げ時の相談の実施**（⇒P14 II3(2)）

- ・ 新しく事業を立ち上げる際、どのような手続きが必要（保健所等への届け出等）なのか、問い合わせ先がわからないことが多いことや実施場所の相談等、他の取組事例の紹介等も含め、相談を受けることとした。

(2) 補助金交付団体

ア 審査方法

- ・ こども未来局青少年支援室長、総務部企画課長、青少年支援室担当課長、こども支援部

こども家庭課長、こども支援部こども保健福祉課長、健康福祉局総務部企画課長、生活保護・自立支援室担当課長、教育委員会事務局総務部企画課長、生涯学習部生涯学習推進課長を構成員とする審査委員会において審査した。

- ・ 審査にあたり、より専門的な観点を取り入れるため、審査委員会に外部有識者をオブザーバーとして招き、その意見を参考にし、適正に審査を行った。
- ・ 応募条件に合致しているかの要件審査を行った後、次の審査項目、審査の観点に基づき審査を行った。

＜審査項目及び審査の観点＞

審査項目	審査の観点
目的との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における子どもの居場所づくりを促進するものであるか。 ・ 地域社会全体で子どもを見守り、支える仕組みであるか。 ・ 子どもの健全な育成が図られるようなものであるか。
事業の具体性・公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容が抽象的ではなく具体的であるか。 ・ 事業内容が公益性の高いものであるか。
補助の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営団体の財務状況から、公費支出の必要性があるか。
事業の実現性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容、費用その他の観点から、実現性・継続性があるか。
事業のPR効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業にオリジナリティがあり、魅力のあるものであるか。 ・ 先例となるような事業であるか。

【平成28年度からの変更点】

■ 審査委員の追加及びオブザーバーの参加 (⇒P13 II3(1))

- ・ 審査にあたっては、事前に事業計画等に基づくヒアリングや必要に応じて現地確認を行うなど、事業内容を確認した上で、審査項目・審査の観点に基づき適正に審査しているが、さらなる公平性が担保されるよう、担当局外の関係課を審査委員会の構成員に含めるとともに、より専門的な観点を取り入れるため、外部有識者の意見を参考にすることとした。

イ 補助金交付団体一覧

- ・ 21団体から応募があり、17団体に補助金を交付した。
- ・ 内訳；A区分（月1、2回程度） 4団体
B区分（週1日程度） 1団体
C区分（週2、3日） 2団体
D区分（週4日以上） 10団体
- ・ A区分での交付団体4団体の内訳については、子ども食堂事業が3団体、子ども食堂に学習支援事業を併せたものが1団体となっている。
- ・ B区分での交付団体1団体は、学習支援事業に子ども食堂事業を併せたものとなっている。

- ・ C区分での交付団体2団体の内訳については、学習支援事業と子ども向け図書館事業となっている。
- ・ D区分での交付団体10団体の内訳については、7団体が小学生を対象とした子どもの預かり事業、2団体が乳幼児親子を対象とした居場所の提供事業、1団体が学習支援事業となっている。

	団体名	活動場所	区分	活動内容
1	自主学童保育ささのはクラブ	宮前区野川 3214-3	D	小学生を対象とした子どもの預かり事業
2	あらぐさこども食堂	中原区下小田中 1-5-1 あらぐさ教室	A	学習支援実施場所において、子ども食堂事業を実施
3	子母口学童保育たんぽぽ	高津区子母口 421-104	D	小学生を対象とした子どもの預かり事業。その他、7月、1月に子ども食堂事業、8月に学習支援事業を実施
4	虹の会	麻生区白山 1-1-5 白山愛児園地域交流スペース	C	児童養護施設内の地域交流スペースにおいて、子ども向け図書館事業を実施
5	自主共同花の台学童保育ホール	宮前区有馬 2-9-4 1階	D	小学生を対象とした子どもの預かり事業
6	特非) ワーカーズ・コレクティブキャンデイ	宮前区宮崎 175-62 3階	D	小学生を対象とした子どもの預かり事業。別途月1回子ども食堂事業を実施
7	特非) 教育活動総合サポートセンター	高津区下作延 5-11-8	D	小～高校生までの不登校児や特別支援学級児等を対象とした学習支援事業
8	一社) 学童保育ひだまり	宮前区南平台 3-34	D	小学生を対象とした子どもの預かり事業。その他、子ども食堂事業または工作教室事業を実施
9	福) 青丘社	川崎区桜本 1-8-10	A	障害者の就労支援も兼ねた子ども食堂事業
10	特非) ままとんきっず	多摩区布田 24-26	D	乳幼児親子を対象とした居場所の提供
11	おいでおいでルーム	中原区下新城 2-7-30 1階	D	乳幼児親子を対象とした居場所の提供
12	学童ホール支援グループ	多摩区菅馬場 1-23-27	D	小学生を対象とした子どもの預かり事業。その他、月1回子ども食堂事業を実施
13	福) 川崎聖風福祉会	川崎区田島町 20-10 かわさき障害者福祉施設たじま内	A	障害者福祉施設内において、子ども食堂事業を実施

	団体名	活動場所	区分	活動内容
14	特非) キーパーソン21	中原区新丸子東2-907-704	C	生活保護世帯等の中高生を対象とした学習支援事業
15	てらこみーる実行委員会	中原区新城5-2-13 メサ・グランデ内	A	月1回、子ども食堂事業及び学習支援事業を実施
16	特非) ぐらすかわさき	多摩区登戸2258 遊友ひろば	B	小4~中学生を対象とした学習支援事業及び軽食提供を実施
17	福) 厚生館福祉会	多摩区菅稲田堤1-10-2	D	小学生を対象とした子どもの預かり事業。別途、月2回子ども食堂事業を実施

(3) 実施状況（中間報告）

補助金交付団体に対し、中間報告を実施したところ、平成28年度事業と同様の効果のほか、以下のような状況も見られました。

- ・ 子ども食堂事業については、孤食や貧困対策というよりも、異年齢間の交流の場を目指す団体も出てきており、子どもにとっては、家族以外の大人や学校以外の子どもと交流し、様々な体験を積み、多様な価値観や考え方に触れることで、自信や自己肯定感が育まれている状況が見られている。また、大人にとっても、社会的なつながりができる場として機能し始めている。
- ・ 乳幼児親子を対象とした居場所の提供事業については、地域で活動している人に講師を依頼するなど、地域人材の活用を図ったことで、講座受講者が講座終了後に別の地域活動に参加するようになるなど、親子が地域に出向く状況が生まれてきている。
- ・ 小学生を対象とした子どもの預かり事業については、夏休み期間中に中高生ボランティアを受け入れることで、異年齢交流のほか、中高生にとっても人に教えるという経験をすることで、自信や将来の夢を持つといった状況が生まれている。

2 平成29年度事業の募集及び選考状況について

平成29年度事業の募集及び選考状況等について、次のとおりとなりました。

(1) 募集から選考までに関すること

- ・ 補助金交付の目的の一つである新規団体の参画について、平成29年度の新規交付団体は1団体であった。
- ・ 団体の定款や規約、団体全体の予算・決算等、提出書類が多くかつ複雑であるため、応募を見送った団体が複数あった。
- ・ 審査について、外部有識者にオブザーバーとして審査委員会に参加してもらったことで、より専門的な観点を取り入れた審査を行うことができた。

(2) 募集要件等に関すること

- ・ 補助金の上限額が必要経費の2分の1であるため、活動の継続や拡大が難しいという意見

が、交付団体の多くからあった。

- ・ 子ども食堂等、初期投資の多い事業については、初年度から補助金額が必要経費の2分の1だと応募しづらいとの意見が相談・問い合わせの際、多く寄せられた。

(3) その他

- ・ 新規事業立ち上げに関する相談が複数件あったが、すべての案件が子ども食堂をやりたいという相談であり、内容としては、場所を持っていないため定期的に借りられる場所がないかというものが多数であった。

3 次年度以降の募集に向けての課題について

平成29年度事業の募集及び選考状況等から、現時点での課題を整理しました。

(1) 募集要件等に関すること

- ・ より多くの団体からの応募が促進されるよう、補助区分の要件及び補助金上限額について、再度検討する必要がある。

平成30年度以降について

これまでの実施結果等を踏まえ、平成30年度以降、本モデル事業は次の方向性で実施していきます。

I モデル事業実施の経緯

子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、児童虐待やいじめ、非行やひきこもり等、子ども・若者が抱える問題は複雑・深刻化しており、地域社会全体で子どもの健全な育成を図り、子育て活動を支援していく必要があります。

そのためには、地域と連携して、日常的・継続的に子どもの健全育成に資する活動を行う団体を育成・支援するとともに、こうした活動を行う団体が次々と増えていくことが必要です。

地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業は、平成27年度にスタートし、団体の育成・支援と、新たに活動を行う団体の参画を促すため、より幅広い分野から、より多くの団体からの応募を目指し、年度ごとに事業内容を見直しながら、これまでモデル事業として実施してきました。

II モデル事業実施による効果

3年間、年度ごとに事業内容を見直しながら事業を実施してきたことで、平成27年度の10団体から、本モデル事業の目的に沿った様々な活動を行う団体が、平成28年度18団体、平成29年度17団体と増えるとともに、補助金交付団体の取組によって、次のような効果が見られました。

1 地域住民がつながる場として

例えば、子ども食堂事業では、地域住民からの寄附や支援物資の提供、調理ボランティアの申し出がある等の状況が見られました。

このように、地域住民がつながる場、集う場として広がりを見せてきており、本市が現在推進している地域包括ケアシステムの構築に向けて必要となる、地域住民の助け合いによる隣近所顔の見える関係づくりが醸成されてきているという効果が見られました。

2 地域における多世代交流の場として

補助金交付団体すべての取組において、子どもが家族以外の大人や学校以外の異年齢の子どもと触れ合う状況が見られました。

このように、地域における多世代交流の場としての居場所づくりがなされてきており、多様な世代と関わりながら、様々な活動や体験をし、多様な価値観や考え方に触れることで、子どもの健全な育成が図られているという効果が見られました。

3 地域人材が活躍できる場として

例えば、子ども食堂事業や学習支援事業では、退職後の栄養士や保育士、教師等がボランティアで参加したり、障害者やひきこもりの若者が就労体験を兼ね、食事を提供したりするなどの状況が見られました。その他、ほとんどの補助金交付団体の取組において、近隣の高校生や大学生等、若者がボランティアとして参加している状況が見られました。

このように、シニアボランティアが活躍できる場、障害者等の就労体験の場、若者の社会参加の場など、地域人材が活躍できる場としての広がりが見られました。

4 支援が必要な子ども・家庭を関係機関につなぐ場として

例えば、乳幼児親子を対象とした居場所の提供事業や小学生を対象とした子どもの預かり事業では、児童虐待や育児放棄が疑われたり、発達に課題が見られたりする子どもを早期に発見することができ、子どもにとって安全で安心な居場所というだけでなく、親も含め、地域で寄り添いながら支援するとともに、必要であれば、専門支援を行う機関につなげるといった状況が見られました。

このように、地域の中で、支援が必要な子ども・家庭を関係機関につなぐ場としての役割が見られました。



1～4にあるように、補助金交付団体の取組によって、子ども・若者の健全育成が促進されるとともに、地域住民がつながる場、地域における多世代交流の場、地域人材が活躍できる場、支援が必要な子ども・家庭を関係機関につなぐ場が、地域の中に根付いてきており、「地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」の一助となっています。

Ⅲ 今後の方向性について

3年間の事業実施によって、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支える土壌が醸成されてきていると言えます。子ども・若者の健全な育成を図るため、また、現在、本市では、地域包括ケアシステムの構築を進めておりますが、「地域における支え合いのしくみづくり」を進めていくためには、今後も継続して事業を実施していく必要があります。

1 子ども・若者を取り巻く現状

都市化の進展に伴う核家族化や地域との関係の希薄化、共働き世帯の増加や未婚・晩婚化による家族形態の変化等、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く社会状況が変化中、児童虐待やいじめ、非行やひきこもり等、子ども・若者が抱える問題は複雑・深刻化しています。

2 子ども・若者の健全育成に必要なもの

子ども・若者が健全に成長し、社会的に自立していくためには、人と関わりながら、様々な活動や体験をし、多様な価値観や考え方に触れることで、課題に立ち向かう意欲、やりぬく力、

自信や自己肯定感を得ることが重要です。

しかしながら、子ども・若者を取り巻く社会状況が変化中、そうした機会は減少傾向にあります。

3 地域における支え合いの重要性

家庭や学校だけではなく、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支え合いながら、子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所の中で、多様な価値観や考え方に触れ、課題に立ち向かう意欲、やりぬく力、自信や自己肯定感が得られるようなくみが必要です。



子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合うことのできるまちを目指し、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体を育成・支援するとともに、新規団体の参画を促進することを目的として、事業を実施します。

IV 平成30年度以降の事業内容について（案）

1 事業内容

これまでの実施結果及び平成29年度事業における課題点を踏まえた上で、平成30年度以降、以下のとおり実施していきます。

(1) 事業名称

「川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業」とする。

(2) 事業目的

子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合うことのできるまちを目指し、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体を育成・支援するとともに、新規団体の参画を促進することを目的とする。

【これまでとの変更点】

■ これまでの実施結果を踏まえて

- ・ これまでの事業目的である、「地域社会全体で子どもを見守り、安全かつ安心な環境の中で、子どもの健全な育成が図られるような取組を行う団体を育成・支援し、新規団体の参画を促すこと」の趣旨は変更せず、これまでと同様に本事業を実施する。

(3) 応募条件

社会福祉法人やNPO法人等の営利を目的としない団体で、以下の要件をすべて満たした取組を行っている（または行う予定がある）こと。

- 「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を目指した、地域の中

で子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくり等の取組であること。

- 関係行政機関、学校や保育所等、町内会、自治会、民生委員児童委員、青少年指導員等の地域の人に関わる取組であること。
(地域の関係団体等の人、それぞれの立場から取組に参加し、助言を行う等、地域と連携した中で、取組内容の充実が図られる必要がある。)
- 年間を通じて日常的・継続的に実施していること。
- 利用者の参加に当たっては、原則として条件を付さないこと。ただし、本事業の目的に沿った条件であると認められる場合はこの限りではない。
- 取組のために使用する場所が継続的に確保されていること。
- 同一会計年度において、補助対象となる取組に対して、川崎市及び川崎市が出資する法人等から同種の助成を受けていないこと。

(4) 補助対象期間

当該年度の4月1日～当該年度の3月31日

(5) 補助金上限額

年間を通じて実施する取組に必要な経費の2分の1かつ活動日数に応じた額を限度に、予算の範囲内で交付額を決定する。

区分	A) 月1、2日	B) 週1日程度	C) 週2、3日	D) 週4日以上
補助金 上限額	取組実施に必要な 経費の1/2かつ 上限20万円	取組実施に必要な 経費の1/2かつ 上限40万円	取組実施に必要な 経費の1/2かつ 上限60万円	取組実施に必要な 経費の1/2かつ 上限80万円

ただし、初めて本事業に応募する団体で、かつ新たに取組を行う場合のみ、年間を通じて実施する取組に必要な経費を活動日数に応じた額を限度に（上限額あり）、予算の範囲内で交付額を決定する。

区分	A) 月1、2日	B) 週1日程度	C) 週2、3日	D) 週4日以上
補助金 上限額	上限20万円	上限40万円	上限60万円	上限80万円

※年度途中で取組を開始する場合は、開始月からの月割り額を上限とする。

【平成29年度からの変更点】

- 新規応募かつ新規取組実施時のみの補助区分及び補助金上限額の設定 (⇒P21 III3(1))
 - ・ より多くの団体からの応募が促進されるよう、新規応募かつ新規取組実施時に限り、取組実施に必要な経費の1/2ではなく、必要な経費を活動日数に応じた額を限度（上限有）とする。

(6) 補助対象経費

取組内容に直接要する経費のみとし、次に掲げるもの。団体の運営維持にかかる費用は対象外。

- ・ 賃借料（共益費含む。団体の事務所、更新料は対象外）・光熱水費
- ・ 賃借料については、補助総額の3/4を上限とする。
- ・ 講師謝礼等（団体の構成員に対する賃金等は対象外）
- ・ 消耗品費・印刷製本費・通信費
- ・ 備品購入費（新規に取組を行う場合に限る。10万円未満。）
- ・ その他取組実施に必要な経費

(7) 提出書類

- ・ 地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ・ 地域子ども・子育て活動支援助成事業計画書（第2号様式）
※計画書に記載した内容がわかる書類（チラシやたより等の広報、既存の取組の場合は事業報告書等）を添付すること。
- ・ 計画書記載の取組内容に関わる収支計算書
※積算根拠を示す関係書類（賃借料の場合は契約書等、光熱水費の場合は前年度の領収書等）を添付すること。
※前年度補助金交付団体が継続して応募する場合、前年度の収支見込を添付すること。
- ・ 団体等の定款、規約・会則、名簿等
- ・ 団体の前年度収支決算書（見込み）、当該年度収支予算書

(8) 審査方法

- ・ 地域子ども・子育て活動支援助成事業審査委員会において審査する。
- ・ 審査にあたり、取組に対する期待度や効果等について、より専門的な観点から審査するため、審査委員会に外部有識者をオブザーバーとして招き、その意見を参考にし、適正に審査を行う。
- ・ 応募条件に合致しているかの要件審査を行った後、次の審査項目、審査の観点に基づき審査を行う。

＜審査項目及び審査の観点＞

審査項目	審査の観点
目的との 整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの健全育成が図られるようなものであるか。さらに、困難な課題を抱える子どもや特別な支援が必要な子どもに対する取組を行うものであるか。 ・ 地域の課題を捉え、地域や関係機関と連携し、その解決に向け取り組むものであるか。 ・ 地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくりを進めるものであるか。
取組の具体性・ 公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組内容が抽象的ではなく具体的であるか。 ・ 取組内容が公益性の高いものであるか。
補助の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組内容に対し、公費支出の必要性があるか。
取組の実現性・ 継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施場所、体制、予算等の観点から、取組内容に実現性・継続性があるか。
取組の PR効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組内容にオリジナリティがあり、魅力のあるものであるか。 ・ 先例となるような取組であるか。

【これまでとの変更点】

■ これまでの実施結果を踏まえて

- ・ 審査項目「目的との整合性」について、審査するにあたり最も重視してきた「地域との連携度」について、応募団体によりわかりやすくなるよう、明示することとする。

おわりに

平成27年度に開始した「地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業」は、3年間の事業実施を経て、本モデル事業を活用した取組が増えるとともに、これら取組によって、子ども・若者の健全育成が促進されるとともに、地域住民がつながる場、地域における多世代交流の場、地域人材が活躍できる場、支援が必要な子ども・家庭を関係機関につなぐ場が、徐々に地域の中に根付いてきており、「地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」の一助となっていると捉えております。

今後もより一層、地域と連携して、日常的・継続的に子どもの健全育成に資する活動を行う団体を育成・支援するとともに、こうした活動を行う団体が次々と増えていくよう、地域子ども・子育て活動支援助成事業を実施してまいります。

川崎市地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業報告書

平成30年2月

発行者 川崎市
編集 川崎市こども未来局青少年支援室
川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044(200)2667
FAX 044(200)3931
E-mail 45sien@city.kawasaki.jp
